

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成23年2月28日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地の公売（買受）適格者証明願いについて
- 議第 6号 農業委員会委員の辞任同意願いについて

報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 先進地視察研修検討委員会の中間報告について
- 報第 4号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 5号 使用貸借の解約通知について
- 報第 6号 農地法適用外事実確認証明について
- 報第 7号 農地潰廃通報について
- 報第 8号 作付変更届について
- 報第 9号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第10号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

その他

出席委員 32名

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 齊藤 信一 委員 | 2番 小林 六一 委員 |
| 3番 村井 善一郎 委員 | 4番 大桃 惣一郎 委員 |
| 5番 佐藤 満 委員 | 6番 金子 良助 委員 |
| 7番 鶴巻 純一 委員 | 8番 刈屋 一夫 委員 |
| 10番 坂井 和弘 委員 | 11番 藤田 吉則 委員 |
| 12番 大橋 正臣 委員 | 13番 山ノ内 正 委員 |
| 14番 川勝 勳 委員 | 15番 金子 純一 委員 |

16番	大竹	一雄	委員	17番	野水	敏秋	委員
18番	高山	博	委員	19番	安達	宰	委員
20番	森山	昭	委員	21番	西	光明	委員
22番	野崎	文夫	委員	23番	大竹	正信	委員
24番	小師	勉	委員	25番	五十嵐	俊雄	委員
26番	鶴巻	俊樹	委員	28番	安達	英作	委員
29番	村山	佐喜雄	委員	30番	佐々木	包茂	委員
31番	長谷川	清一	委員	33番	熊倉	睦	委員
34番	神子島	巖	委員	35番	佐藤	裕雄	委員

欠席委員 2名

27番	佐藤	宗司	委員	32番	横山	敏夫	委員
-----	----	----	----	-----	----	----	----

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	平岡	勝司
事務局 次長	石崎	亮
経営基盤係副参事	麦倉	政勝
農地係主任	佐藤	信幸

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長 (大桃会長)

それでは、これより定例総会を開会いたします。

出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、欠員1名、出席32名、欠席2名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。8番、刈屋委員、28番、安達委員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長 (大桃会長)

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局 (平岡事務局長)

議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、第1調査部会終了後に1件の取り下げがございましたので、正誤表をごらんいただきたいと思います。正誤表にありますように、新規設定が52件、31万

1, 655.83㎡、再設定が182件、73万8,719.96㎡、利用権移転が2件、2,748㎡、所有権移転が3件、9,906㎡、合計では239件、106万3,029.79㎡であります。

1ページ、議案中の344番は、代官島の農地2筆、2,044㎡をあっせんにより売買するものであります。価格は、10a当たり約196万円です。

345番は、栄荻島の農地1筆、3,236㎡をあっせんにより売買するものであります。価格は、10a当たり約90万円であります。

346番は、栄荻島の農地2筆、4,626㎡をあっせんにより売買するものであります。価格は、10a当たり約86万円であります。

347番は、栄荻島の農地1筆、3,655㎡を新規により1年間利用権設定するものであります。

348番—1は、西本成寺の農地19筆、1万3,102.13㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

349番—1は、東鱈田の農地1筆、1,293㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

2ページ、350番—1は、西中ほかの農地5筆、1万101㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

351番—1は、東鱈田の農地5筆、1万1,206㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

352番—1は、曲淵3丁目ほかの農地18筆、5,873.87㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

353番—1は、西中ほかの農地7筆、8,105㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

3ページ、354番—1は、東鱈田の農地1筆、3,000㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

355番は、柳川新田の農地1筆、2,023㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

356番は、柳川新田の農地1筆、2,013㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

357番は、柳川新田の農地6筆、6,328㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

358番は、柳川新田の農地1筆、2,023㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

359番は、柳沢ほかの農地7筆、4,735㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

360番は、善久寺の農地16筆、2万2,347㎡を新規により2年間利用権設定

するものであります。

4ページ、361番は、茅原の農地2筆、5,686㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

362番は、森町の農地6筆、1万500㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

363番は、笹岡の農地2筆、4,592㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

364番は、笹岡の農地3筆、7,873㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

365番は、下大浦の農地3筆、1,003㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

366番は、須頃2丁目の農地1筆、1,607㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

367番は、吉田ほかの農地21筆、1万1,515㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

5ページ、368番—1は、荒町2丁目の農地3筆、3,046㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

369番—1は、金子新田ほかの農地6筆、5,842㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

370番は、東大崎2丁目ほかの農地8筆、5,927㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

371番は、長嶺の農地1筆、609㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

6ページ、372番は、貝喰新田の農地2筆、4,650㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

373番は、笹岡の農地2筆、2,965㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

374番は、片口の農地1筆、964㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

375番—1は、荻島の農地5筆、5,152㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

376番—1は、上須頃の農地35筆、2万4,518㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

7ページ、377番は、田屋の農地2筆、6,130㎡を新規により7年間利用権設定するものであります。

378番は、田屋の農地1筆、1,821㎡を新規により7年間利用権設定するもの

であります。

379番は、田屋の農地2筆、6,453㎡を新規により7年間利用権設定するものであります。

380番は、福島新田の農地1筆、2,999㎡を新規により7年間利用権設定するものであります。

381番—1は、金子新田の農地1筆、2,002㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

382番—1は、片口の農地2筆、3,000㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

8ページ、383番—1は、西中の農地2筆、2,098㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

384番—1は、貝喰新田の農地2筆、2,547㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

385番は、大宮新田ほかの農地16筆、1万3,740㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

386番は、柳沢の農地1筆、2,042㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

387番は、金子新田の農地1筆、729㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

388番は、荻堀の農地5筆、3,773㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

9ページ、389番は、大平の農地2筆、5,280㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

次の390番は、平成23年2月25日付、取り下げ申請がありました。

391番は、荒沢の農地14筆、1万5,808㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

392番は、大宮新田ほかの農地11筆、1万8,918㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

10ページ、393番は、東大崎2丁目の農地1筆、1,011㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

394番は、荒沢の農地4筆、9,528㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

次の395番から38ページの576番までの182件につきましては、再設定でありますので、説明を略させていただきます。

39ページ、577番と578番の2件につきましては、利用権移転であります。

次の579番から40ページの583番までの5件につきましては、使用貸借設定と

いうことであります。

41ページの348番—2から44ページの384番—2までの枝番がついております15件、10万886㎡につきましては、農地利用集積円滑化事業で新規により2年間から9年間利用権設定するものであり、議案中の枝番1と枝番2は連動しておりますので、そのようにごらんいただきたいと思っております。

なお、いずれも書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果報告を願います。

第1調査部会長は、西代理の隣に着席願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、2月25日午前9時から厚生福社会館第2集会室におきまして、部会員と大桃会長・西会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時16分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、調査部会後に1件の取り下げがあったということで、新規設定52件、再設定182件、利用権移転2件、所有権移転3件で、合計件数239件、面積にして106万3,029.79㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、47ページに記載してありますように14件の申請で、合計6万9,847.36㎡となっております。

それでは、戻りまして、45ページの96番から順にご説明申し上げます。

議案中の96番は、曲淵3丁目地内の農地1筆、986㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約1,350万円でございます。

97番は、東大崎1丁目地内の農地7筆、4,622.36㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約400万円でございます。

98番は、西中地内の農地1筆、112㎡を譲り受け人が相手方の要望で、売買により取得するものであります。価格は、総額で20万円でございます。

99番は、月岡3丁目地内の農地1筆、13㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約500万円でございます。

100番は、代官島地内の農地1筆、1,031㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約150万円でございます。

101番は、代官島地内の農地1筆、52㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約38万5,000円でございます。

102番は、下大浦地内の農地1筆、911㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約150万円でございます。

103番は、南中地内の農地1筆、2,968㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約75万円でございます。

46ページ、104番と105番は、下大浦地内の農地各3筆、2,590㎡と2,374㎡を相互に交換するというものであります。

106番は、須戸新田地内の農地1筆、178㎡を譲り受け人が贈与により取得する

ものであります。

107番は、柳川新田ほか地内の農地6筆、7,459㎡を譲り受け人が再設定により10年間の使用貸借を設定するものであります。

108番は、福島新田ほか地内の農地24筆、3万6,613㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るため、20年間の使用貸借を設定するものであります。

47ページ、109番は、院内ほか地内の農地13筆、9,938㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るため、20年間の使用貸借を設定するものであります。

なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの8件、交換によるもの2件、贈与によるもの1件、使用貸借によるもの3件で、合計件数14件、面積にして6万9,847.36㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、48ページに記載してありますように1件の申請で、面積676㎡であります。

議案中の20番は、東新保地内の農地1筆、676㎡を道路建設で移転の必要が生じ、農家住宅、農作業所、車庫各1棟に利用したいものです。場所につきましては、東新保地内で、農地区分は第3種農地に該当しております。

なお、書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして1件、面積にして676㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

なお、22番、野崎委員、30番、佐々木委員は、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限により、本議案終了まで退席を願います。

(午前10時03分 22番野崎文夫委員、30番佐々木包茂委員退席)

議長(大桃会長)

事務局、説明願います。

事務局(平岡事務局長)

議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、50ページに記載してありますように9件の申請で、合計1万2,972㎡となっております。

それでは、戻りまして、49ページの101番から順にご説明申し上げます。

議案中の101番は、西裏館3丁目地内の農地2筆、2,059㎡を売買により取得し、8区画の宅地分譲地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万8,200円でございます。場所につきましては、第三中学校より北側へ行ったところで、農地区分は第3種農地に該当しております。

102番は、塚野目地内の農地1筆、1,939㎡を売買により取得し、56台の貸し駐車場と貸し資材置き場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万6,400円でございます。なお、本件は平成23年2月10日付、農振除外された土地であります。場所につきましては、三条運輸株式会社本社営業所の隣地で、農地区分は第3種農地に該当しております。

103番は、曲渕3丁目地内の農地1筆、861㎡を売買により取得し、4区画の宅地分譲地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万3,900円でございます。場所につきましては、株式会社コロナの東側で、農地区分は第3種農地に該当しております。

104番は、西本成寺1丁目地内の農地2筆、1,247㎡を売買により取得し、ショールーム1棟、17台駐車場、調整池に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万8,100円でございます。場所につきましては、マルイ本成寺店の向かい側で、農地区分は第3種農地に該当しております。

105番は、善久寺地内の農地1筆、4,899㎡を賃借権設定により取得し、ライスセンター、事務所各1棟、育苗ハウス2棟、調整池等に利用したいものです。場所につきましては、JAにいがた南蒲いちいカントリーエレベーターの向かい側で、農地区分は農用地に該当しております。

106番は、荒町2丁目地内の農地2筆、1,149㎡を売買により取得し、動物病院兼職員寮1棟、25台駐車場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万2,200円でございます。場所につきましては、三条市消防本部より南側へ入ったところで、農地区分は第3種農地に該当しております。

50ページ、107番は、荻堀地内の農地1筆、404㎡を売買により取得し、住宅1棟、4台駐車場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約6,700円でございます。場所につきましては、市役所下田サービスセンターの南側付近で、農

地区分は第3種農地に該当しております。

108番は、帯織地内の農地1筆、414㎡を使用貸借設定により取得し、分家住宅1棟、カーポート1棟に利用したいものです。場所につきましては、集落内で、農地区分は第3種農地に該当しております。

109番は、荻堀地内の農地2筆、414㎡について平成19年12月18日付、第5条許可を受けましたけれども、実行不能となり、取り消し申請されたものであります。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、取り消し申請1件を含む件数にして9件、面積にして1万2,972㎡で、101番、102番、104番、105番、106番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

（午前10時13分 22番野崎文夫委員、30番佐々木包茂委員着席）

議長（大桃会長）

続きまして、議第5号『農地の公売（買受）適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第5号『農地の公売（買受）適格者証明願いについて』ご説明申し上げます。

今月の願い出は、51ページに記載してありますように1件であります。

議案中の物件番号1番は、公売となる土地は上保内の農地2筆、1,031㎡で、農振地域内の農用地区域内農地であります。公売日は3月1日から3月11日。売却基準価格は59万円であります。公売参加願い出者は農業の方で、経営規模拡大を図るため、願い出されるものであります。場所については、上保内地内の農地であります。

なお、書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第5号『農地の公売（買受）適格者証明願いについて』は、1件、1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、証明願い出者の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、適格者証明願いは適当と判断いたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、適格者証明書の交付を受けた者が最高競落人となり、農地法第3条申請書を提出された場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第1調査部会長は自席へお戻り願います。

議長（大桃会長）

続きまして、議第6号『農業委員会委員の辞任同意願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第6号『農業委員会委員の辞任同意願いについて』ご説明申し上げます。

平成23年2月10日付で27番、佐藤宗司委員から、一身上の都合により、三条市農業委員会委員を辞任したい旨の辞任同意願がなされましたので、農業委員会等に関する法律第16条の規定に基づき同意を求めるものであります。

なお、議案参考として法律抜粋で第16条を記載してございます。その中で、辞任の理由が正当であるかどうかは、農業委員会が社会通念に従い、一般の良識に基づいて判断すべきである。また、農業委員会の同意議決は、辞任申出者を除く出席委員の過半数の賛成によって行うとあります。

委員が失職する時期は、選挙委員は農業委員会の同意があったとき、選任委員は農業委員会の同意を得て、選任権者である市長に提出した辞表が受理されたときであります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、ご発言のある方、ご発言を願います。

10番（坂井和弘委員）

議会推薦の委員が辞任ということなのですが、市議会のほうも辞任されるのですか。

議長（大桃会長）

それはわかりません。

10番（坂井和弘委員）

我々としては、任期途中でやめられるということは非常に残念に思うわけなのですが、一身上の都合ということで、どういう理由なのかわかったらお聞きしたいのですが。

議長（大桃会長）

市議会議員を辞任されるのかどうかはわかりませんが、農業委員の辞任については、病気のためということで、診断書が提出されています。

10番（坂井和弘委員）

わかりました。

議長（大桃会長）

そのほかございますか。

それでは、お諮りいたします。議第6号につきましては、ただいま説明のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

本来であれば、皆さんから今ご同意をいただいて、ここに佐藤委員が同席されておれば、一言ごあいさつをいただきたかったのですけれども、療養中ということで欠席でございます。佐藤委員には農業委員会活動の中で学識経験者として私たちにご指導をいただいたわけでございますが、本当に残念でなりませんけれども、早く健康を回復されまして、また三条市の農業委員会にご尽力、ご協力を賜りたいなど、このように思っております。きょうはお言葉をいただきたかったのですけれども、そういうことで欠席でございますので、よろしく申し上げます。

では、ここで10分ほど休憩といたします。

（午前10時20分から午前10時30分まで休憩）

議長（大桃会長）

会議を再開いたします。

続いて、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（大桃会長）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』部会長より報告を願います。

農政対策部会長は、西代理の隣に着席願います。

農政対策部会長（12番大橋正臣委員）

それでは、私から農政対策部会の報告をいたします。

農政対策部会は、1月の総会で付託を受けました「平成23年度農作業賃金及び機械作業料金について」を審議するため、去る2月22日に農政対策部会を開催いたしました。部会には大桃会長からもご出席をいただき、審議に加わっていただきました。

「平成23年度農作業賃金及び機械作業料金について」であります。お手元に配付してあります資料をごらんいただきたいと思います。

本年度は、昨年の異常気象により野菜、果実価格などは上昇にありますが、米価の農産物価格が顕著に低迷しており、肥料や飼料などの農業生産資材は上昇しつつも、農業

経営が引き続き困難な状況にあると判断し、賃金及び機械料金等の標準額はすべて据置きと決定いたしました。

その他の議題で「賃借料の情報提供について」であります。お手元に配付してあります資料をごらん願います。この件につきましては、一昨年の農地法の改正により、法律で定められていた標準小作料制度が廃止され、それにかわるものとして賃借料情報の提供を行うこととされ、昨年よりこの情報提供を実施しております。資料の内容は、平成22年1月から12月までに締結されたデータをもとに農地区分ごとに集計した結果のものであります。これによって賃貸借における賃借料水準として情報提供していくものであります。

農作業賃金、賃借料情報については、3月中に各農家へチラシをもって通知することとなりました。

また、その他の議題で別段の面積、いわゆる下限面積についてであります。昨年の同部会で審議し、現状のまま面積は変えないという結論となりましたが、今回はこの設定、修正の必要性について審議をいたしましたところ、三条、栄、下田地区の各委員からいろいろな意見がありました。昨年と同様、現状のまま法律の原則面積50aは変えないという結論となりました。

また、その他の議題で「農業委員会の適正な事務実施について」審議をいたしました。このことにつきましては、新たな農地制度が実効を上げるためにも現場で農地制度を中心となって運用する農業委員会の役割が非常に重要であることから、農業委員会が実施している法令、促進等事務について判断の透明性、全国的な公平性、活発な行動が強く求められています。よって、農業委員会では毎年これらの活動の点検、評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定を行うこととしています。配付してあります資料で22年度の点検・評価（案）と23年度の計画（案）がありますが、これらの案について今後縦覧、意見募集等した後最終的な点検評価、活動計画として公表するものであります。

また、その他の議題で「農地のクリーン作戦について」審議をいたしました。このことにつきましては、農地の番人としての農業委員会の見える活動として食の安全、安心を推進することから昨年初めて実施したところですが、本年も同様に取り組みを実施するというご期待から皆さんの賛同いただき、決定いたしました。実施日は、4月4日月曜日午後から3地区に分かれて3時間程度行い、その後反省会などを予定しております。詳細については、後日お知らせいたしたいと思います。

また、その他議題で21日に県農業会議からの急な要請で、本県農林業団体が主催する「TPPと私たちの食、くらしを考えるシンポジウム」並びに「TPP交渉参加に反対する新潟県農林漁業者決起集会」が3月7日に新潟県民会館で開催されることとなり、話し合いの結果、会長と農政対策部会の委員全員で参加することとなりましたので、ご報告いたします。

以上で農政対策部会のご報告とさせていただきます。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

ご発言がないようですので、「農政対策部会の結果報告について」を終わります。

農政対策部会長は自席へお戻りください。ありがとうございました。

議長（大桃会長）

続いて、報第3号『先進地視察研修検討委員会の中間報告について』を委員長より報告をお願いします。

先日検討委員会が開催されまして、委員長には五十嵐俊雄委員が選任されましたので、ご報告申し上げます。

検討委員会委員長は、西代理の隣に着席願います。

先進地視察研修検討委員会委員長（25番五十嵐俊雄委員）

それでは、先進地視察研修検討委員会の報告をいたします。

先進地視察研修検討委員会は、2月25日に第1回の検討委員会を開催いたしました。会議冒頭において委員長に私、五十嵐、副委員長には刈屋委員がそれぞれ選任されました。今回初めて会議でございまして、大桃会長、西代理からもそれぞれ出席をいただきまして、審議に加わっていただきました。

会議で審議した結果、視察先は沖縄県石垣市、視察の期日につきましては11月1日から3日、石垣市内で2泊の予定でございます。視察先でございますけれども、県農業研究センター他とし、旅行業者を3社を決めて、企画、見積もり依頼をするところまで決定いたしました。

次回の検討委員会につきましては、旅行業者からの企画、見積もりの提出後になりますが、なるべく3月中に旅行業者及び視察日程内容を決定する予定でございます。

以上中間報告となりますが、先進地視察研修検討委員会からの報告です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思っております。

ご発言がないようですので、「先進地視察研修検討委員会の中間報告について」を終わります。

検討委員会委員長は、自席へお戻り願います。

議長（大桃会長）

続いて、報第4号から報第10号まで続けて事務局より報告願います。

事務局（平岡事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（大桃会長）

それでは、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

来月の調査部会は、第2調査部会の担当で、3月25日金曜日午前9時より、厚生福祉会館第1集会室において開催したいと思いますので、関係委員のご出席をお願いいたします。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、30日午後3時を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午前10時45分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 8 番）

議事録署名委員（28 番）